

地域政党おおいた。

規約

第1条 名称及び所在地

本党は、「地域政党おおいた。」と称し、大分県内に本部を置く。

第2条 目的

本党は、基本理念を遵守し、大分に暮らす住民の幸せ感を最重視する政治を目指し、綱領及び基本理念の実現を図ることを目的とする。

第3条 構成

本党は、所属するサポーター等によって構成する。

第4条 サポーター

- サポーターは、本党の綱領及び基本理念に賛同する18歳以上の個人で入会手続きを経た者とする。
- サポーターは、本規約及び諸規定にもとづき、党の運営と活動および政策等の決定への参画、ならびに代表選挙が実施される場合は、代表選挙規則の定めに基づき選挙権を有する。

第5条 大会

- 本党の最高議決機関を大会とし、その決定は遵守しなければならない。
- 大会は、年間活動計画および予算・決算の承認、規約の改正、役員を選任等、その他本党の運営に関する重要事項を審議・決定する。
- 大会は、役員およびサポーターを以って構成する。
- 大会は、年1回、幹事会の議を経て代表が招集する。
- 大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数を以って決する。
- 大会の議案および運営等に関し必要な事項は、幹事会において決定する。

第6条 役員

1.本組織に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| ① 代表 | 1名 | ④ 政調会長 | 1名 |
| ② 幹事長 | 1名 | ⑤ 幹事 | 若干名 |
| ③ 総務会長 | 1名 | ⑥ 会計監査 | 2名 |

2.役員は総会によって選出し、その任期を1年とするが、再任は妨げない。

また役員の変動がある時は、幹事会によって決定し、次の総会で承認を得る。

なお、上記役員の外に副代表を若干名置くことができる。

第7条 常任幹事会

常任幹事会は、代表、幹事長、総務会長、政調会長、そのほか代表が指名する者を以って構成し、幹事会を開催する暇のない場合等に於いて、党務及び決定事項等を執行する。

第8条 幹事会

1.本党の執行機関を幹事会とし、党務の執行に関する方針を定め、大会における決定事項等を執行する。

2.幹事会は、代表、幹事長、政調会長、幹事、そのほか代表が指名する者を以って構成し、幹事長主宰のもと、適時に開催する。

第9条 財政

1.本党の財政は、党費・会費・寄附金・事業収入及びその他の収入をもって充てる。

2.毎年度の予算は幹事会が作成し、総会で承認を得なければならない。

3.会計年度毎に会計報告を幹事会が作成し、会計監査の承認を経た後、総会で報告し、その承認を得なければならない。

附 則 規約の扱い

1.本規約は、令和6年7月7日より施行する。

2.規約の改正は、常任幹事会の議決により行うものとする。

3.本規約に規定されていない事項または本規約の解釈・運用にかかわる疑義については、幹事会の協議に於いて決定する。